

仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 学生相談室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学及び仙台青葉学院短期大学（以下「本学」と総称する。）に設置する学生相談室（以下「相談室」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 相談室は、学生生活の中で生じる諸問題の相談について、学生自身がその問題の解決に至るよう、適切な助言及び援助を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談に関する事業の企画及び立案
- (2) 学生の修学に関する相談及び助言
- (3) 教職員に対するコンサルテーション（学生相談に関する助言）
- (4) 心理的な緊急事例に対するケア
- (5) 学生相談に関する研究、調査及び広報活動
- (6) メンタルヘルスの維持・増進に係る学内外の組織との連携
- (7) その他相談室に関すること。

(組織)

第4条 相談室は、次に掲げる者（以下「室員」という。）をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 相談員
 - (4) その他学長が指名する者
- 2 室長及び副室長の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 3 室長及び副室長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 室長及び副室長は、本学専任教職員のうちから、学長が委嘱する。
 - 5 室長は、相談室を代表し、相談室の業務及び活動を統括する。
 - 6 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 7 相談員は、学生相談及び大学教育に関する専門的知識、経験を有する本学の専任教職員のうちから、学長が委嘱する。この場合において、室長及び副室長が相談員を兼ねることを妨げない。

(運営)

第5条 相談室は、必要に応じて、学長及び各部門の責任者と緊密な連携を図るものとする。

- 2 相談室は、運営の適正化を図るために、定期的な自己点検評価を行うものとする。

3 相談室は、適正かつ円滑な運営を行うために、学内外の有識者に意見を求めることができる。

(相談室運営会議及びケースカンファレンス)

第6条 室長は、相談室運営会議を招集し、その議長となる。

2 室長は、必要に応じて室員を召集し、ケースカンファレンスを開催することができる。

(相談室への連絡)

第7条 室員以外の教職員が、相談室の助言及び支援が必要と思われる学生を認めるときは、速やかに室員へ連絡するものとする。

(守秘義務)

第8条 相談室の業務に関係する者又は関係した者は、職務上知り得た事項について守秘義務を負う。

(事務)

第9条 相談室の事務は、学生総合支援センターが処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月23日から施行し、改正後の学生相談室規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。